

報告第9号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月31日

提出者 足立区長 近藤 弥生

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
1	平成 30 年 3 月 28 日	神奈川県平塚市 在住者	昭和 51 年 8 月に貸付した生業資金貸付金 500,000 円(貸付利子 38,761 円を加えた償還総額が 538,761 円)の償還について、計画どおり償還がされず 483,761 円の償還残額がある。借受人を被告とし平成 30 年 2 月 5 日付、東京簡易裁判所に訴えを提起したところ、第 1 回口頭弁論において被告代理人を通じて分割納付の申出がされたため、裁判所での合意により和解した。	相手方は、足立区に対し、生業資金貸付金の償還残額 483,761 円を分割により隔月 10,000 円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が 20,000 円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。区はその余の請求を放棄する。
2	平成 30 年 3 月 28 日	神奈川県相模原市 在住者及び荒川区東尾久 在住者	平成 12 年 11 月 17 日付で貸付した生業資金貸付金 2,000,000 円(貸付利子 20,307 円を加えた償還総額が 2,020,307 円)の償還について、計画どおり償還がされず 1,578,269 円の償還残額がある。借受人及び連帯保証人を被告とし平成 30 年 2 月 5 日付、東京地方裁判所に訴えを提起したところ、連帯保証人から原告代理人に、一括納付の申出がされたため和解契約書を締結した。	相手方は、足立区に対し、生業資金貸付金の償還残額 1,578,269 円を平成 30 年 4 月 20 日限り支払う。相手方が全額を遅滞なく支払ったときは、区は相手方に対する訴訟を取り下げる。期限どおり償還残額の全額が支払われたとき、区はその余の請求を放棄する。
3	平成 30 年 3 月 30 日	足立区南花畑 在住者	平成 9 年 8 月 12 日付で貸付した生業資金貸付金 1,500,000 円(貸付利子 34,290 円を加えた償還総額が 1,534,290 円)の償還について、計画どおり償還がされず 970,730 円の償還残額がある。借受人を被告とし平成 30 年 2 月 5 日付、東京簡易裁判所に訴えを提起したところ、被告が行った個人再生手続きの再生計画が残存していることが判明した。裁判所の勧告により、当貸付に対する計画弁済額である 195,000 円で和解することとし、裁判所での合意により和解した。	相手方は、足立区に対し、生業資金貸付金の償還残額 195,000 円を分割により毎月 16,000 円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が 32,000 円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。区はその余の請求を放棄する。

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
4	平成 30 年 4 月 11 日	足立区椿在住者	<p>平成 15 年 9 月 16 日付で貸付した生業資金貸付金 2,000,000 円(貸付利子 20,307 円を加えた償還総額が 2,020,307 円)の償還について、計画どおり償還がされず 1,599,609 円の償還残額がある。借受人を被告とし平成 30 年 2 月 5 日付、東京地方裁判所に訴えを提起したところ、被告代理人から一部について時効の援用があり、裁判所の勧告に沿い請求額を 572,368 円に減額したうえで和解交渉を行った。その結果、被告代理人から分割納付の申出がされたため、裁判所での合意により和解した。</p>	<p>相手方は、足立区に対し、生業資金貸付金の償還残額 572,368 円を分割により毎月 10,000 円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が 20,000 円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。区はその余の請求を放棄する。</p>